



資料3

放射性物質汚染対処特措法 に基づく廃棄物処理について

平成26年4月

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への 対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)の概要

目的

原子力発電所の事故により放出された事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者(=東京電力)等が講ずべき措置等について定めること等により、環境の汚染による人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する

責務

- ① **国**
原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- ② **地方公共団体**
国の施策への協力を通じて、地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たす
- ③ **関係原子力事業者**
誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体の施策に協力
- ④ **国民**
国又は地方公共団体が実施する施策に協力

基本方針の策定等

- 環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める
- 環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物等の処理に関する基準を設定
- 国は、統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理

原子力事業所内及び事務所外に飛散した廃棄物

関係原子力事業者が処理(特措法第9条)

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定
(特措法第11条)

※平成24年1月1日時点で警戒区域・計画的避難区域に指定されていた地域等



環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画
の策定(特措法第13条)



対策地域内廃棄物処理計画に従った
国による処理の実施(特措法第15条)

浄水汚泥、下水汚泥、
焼却灰等の
汚染状況の調査及び
環境大臣への報告
(特措法第16条)

廃棄物の調査に
基づく環境大臣の
指定の申請
(特措法第18条)



②指定廃棄物

汚染状態が基準(※)に適合しない場合は、
環境大臣が指定廃棄物として指定
(特措法第17条、18条)

※基準:調査した結果、セシウム134・137の放射能濃
度の合計が8,000Bq/kg以下であること



国による処理の実施(特措法第19条)

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

- 特定廃棄物には該当せず、廃棄物処理法が適用される廃棄物であるが、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物を環境省令で規定(特措法第22条、23条)。
※環境省令において一定の地域にある一定の種類(浄水汚泥、下水汚泥及びその焼却灰、廃棄物焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稲わら、除染廃棄物等)を規定
- 廃棄物処理法の処理基準及び特措法の特別処理基準に基づき処理(特措法第23条)

指定廃棄物の保管基準

指定廃棄物の保管義務(特措法第17条・第18条)

水道施設、下水道、廃棄物焼却施設等の管理者等は、指定廃棄物が国、国の委託を受けた者等に引き渡されるまでの間、環境省令で定める基準に従って保管しなければならない。

指定廃棄物の保管基準(特措法施行規則第15条)

- ① 囲い及び掲示板(保管する指定廃棄物の種類、緊急時連絡先等を表示)の設置
- ② 指定廃棄物の飛散、流出等の防止のための措置(容器収納、屋外保管時の高さ制限等)
- ③ 公共の水域・地下水の汚染の防止のための措置(底面の遮水シートの設置等)
- ④ 雨水又は地下水の浸入の防止のための措置(表面を遮水シートで覆う等)
- ⑤ 放射線防護のための措置(立入禁止区域を設ける、土壌で覆う等)
- ⑥ 敷地境界の空間線量の測定、測定記録の作成・保管 等

特定廃棄物の処理基準

特定廃棄物の処理の基準(特措法第20条)

特定廃棄物(対策地域内廃棄物・指定廃棄物)を収集、運搬、保管又は処分する者(国及びその委託業者等)は、環境省令で定める基準に従わなければならない。

特定廃棄物の収集運搬基準(施行規則第23条)

- ① 特定廃棄物の飛散・流出・漏えい防止のための措置(容器に収納する等)
- ② 特定廃棄物への雨水の浸入防止のための措置(遮水シートで覆う等)
- ③ 運搬車の表面から1mの位置の線量当量率の制限(100 μ Sv/時) 等

特定廃棄物の保管基準(施行規則第24条)

- ① 特定廃棄物の飛散、流出等の防止のための措置(容器に収納する等)
- ② 公共の水域・地下水の汚染の防止のための措置(遮水シートの設置等)
- ③ 放射線防護のための措置(立入禁止区域を設ける、土壌で覆う等)
- ④ 敷地境界の空間線量、周縁地下水の事故由来放射性物質の濃度の測定 等

特定廃棄物の処理基準

特定廃棄物の中間処理基準(施行規則第25条)

- ① 焼却する場合は、ろ過式集じん方式の排ガス処理設備を備えた焼却設備を用いること
- ② 排ガスを排出する場合は、排出口における排ガスの事故由来放射性物質の濃度の監視により事業場の周辺の大気中の濃度限度を超えないようにすること
- ③ 排水を放流する場合は、排水口における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の監視により事業場の周辺の公共の水域の水中の濃度限度を超えないようにすること
- ④ 敷地境界の空間線量の測定 等

特定廃棄物の埋立処分基準(施行規則第26条)

- ① 特定廃棄物を遮断型処分場に埋立てる場合の措置(十分な水密性、強度及び耐久力を有する外周仕切設備 等)
- ② 放射能濃度が $8,000\text{Bq/kg}$ 超 $100,000\text{Bq/kg}$ 以下の特定廃棄物を管理型処分場において埋め立てる場合の措置(下部土壌層の敷設、セメント固型化、不透水性土壌層の設置等)
- ③ 放射能濃度が $8,000\text{Bq/kg}$ 以下の基準適合特定廃棄物を管理型処分場において埋め立てる場合の措置(下部土壌層の敷設、層状埋立等)
- ④ 最終処分場の周辺の公共の水域の水中の事故由来放射性物質の濃度限度の設定
- ⑤ 埋立地からの放流水中の事故由来放射性物質の濃度の測定 等

特定廃棄物等の処理等の推進、費用等

特定廃棄物等の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

検討条項(附則第5条)

- 本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置

施行日

- 公布の日(平成23年8月30日)から施行。
- ただし、特定廃棄物の処理及び除染等の措置等、汚染廃棄物等の投棄禁止等(一部を除く)、罰則(一部を除く)の規定は、平成24年1月1日から施行。

廃棄物関係ガイドライン

環境省では、特措法が全面施行されるにあたり、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の調査、保管、収集・運搬、処分について、特措法及び関係政省令の規定や具体的な方法等を、これらの廃棄物の排出者、市町村等を含む廃棄物処理を行う者等の関係者の方々に具体的にわかりやすく説明するため、廃棄物関係ガイドラインを策定。



廃棄物関係ガイドライン

- 第一部 汚染状況調査方法ガイドライン
- 第二部 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン
- 第三部 指定廃棄物関係ガイドライン
- 第四部 除染廃棄物関係ガイドライン
- 第五部 放射能濃度等測定方法ガイドライン
- 第六部 特定廃棄物ガイドライン

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#act>